

預金口座振替(変更)依頼書

自動振込利用(変更)申込書(収)(加)

(西暦) 年 月 日

京都銀行 御中

1	振 替 中 止
2	新 規 申 込
3	項 目 修 正
4	一 時 停 止
5	一時停止解除

私は、京都府社会福祉協議会へ支払う貸付の償還金を、同会指定の預金口座振替によって支払うこととしたいので、下記約定にもとづき依頼します。

フリガナ	
預 金 者 名	

金融機関届出印 (鮮明に)
印

京都銀行	金融機関名	京都銀行										支店									
	預 金 種 目	1.普通(総合) 2.当座				口座番号 (右づめで)															
	金融機関コード	0	1	5	8	支店コード															

振 替 日	27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)
-------	----------------------

口座振替に関する約定(金融機関との取り決め)

- 1.京都府社会福祉協議会から、貸付債務関係者が支払うべき償還金の請求が銀行・郵便局にあった場合は、私を通知しないで予定の振替日(土、日曜、祝日の場合は翌営業日)に請求金額相当額を払出し、同会の預金口座あてに振り込んで下さい。
- 2.前期の支払い手続きについて、普通預金規程、総合口座取引規程または、当座勘定規程等にかかわらず、普通預金払戻し請求書の提出、当座小切手の振出し等おこないません。
- 3.振替日に私の指定した口座の残高が、京都府社会福祉協議会から請求された金額に充たない場合には、私に連絡することなく、請求書を同会へ返却されても異議ありません。
- 4.この契約を解除するときは、私から銀行・郵便局へ書面により届け出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり京都府社会福祉協議会から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行・郵便局はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- 5.この取り扱いについて、かりに紛議が生じても、銀行・郵便局の責によるものを除き、銀行・郵便局には迷惑をかけません。

金融機関使用欄(受付局日付印欄)

--	--	--

1. 口座番号相違	2. 種目相違	3. 印鑑相違
4. 該当口座なし	5. 名義人相違	
6. その他()		

<借受人との債務上の関係> 1.本人 2.連帯借受人 3.連帯保証人 4.債務代行者 5.家族(相続人含む) 6.その他

振替中止・停止月 (西暦) 年 月から予定 (新規申込は振替中止・停止月の記入はしないで下さい。)

借 受 人	養成施設名	住 所	〒 -									
	貸付コード		フリガナ	電話番号 ()								
			氏 名	-								